

保存版

【改】緊急時の対応について

京都市では、学校における緊急時の対応について、一定の基準を設けております。これを基にして、各ご家庭でも対応の程、お願ひ致します。しかしながら、災害の規模や発生状況に応じて、臨機応変に変更をしていくこともありますので、緊急メールや学校ホームページ、その他気象情報や災害情報にも、ご注意くださいますようお願ひいたします。

1、台風接近時の対応について

台風の接近により京都・亀岡地域に

- 午前7時現在、『暴風警報』が発令されている場合には、登校を見合わせます。

「大雨警報」「洪水警報」および各種の「注意報」については、学校から特別の連絡がないかぎり平常通り登校させてください。

- 暴風警報が解除になった場合には、

1 午前7時までに解除になった場合・・・平常通り授業

2 午前9時までに解除になった場合・・・3校時から授業（午前10時40分～）

※10時10分に集合場所に集まり、集団登校します。

3 午前11時までに解除になった場合・・・5校時から授業(午後1時30分～給食は中止)

※1時00分に集合場所に集まり、集団登校します。

4 午前11時現在、警報発令中の場合・・・終日臨時休業

- 学校にいる間に発令された場合は、

直ちに全ての教育活動を中止しますが、児童全員を学校待機とし、お迎えを待ちます。

2、特別警報が発令された場合

- 学校にいる間に発令された場合は、

直ちに全ての教育活動を中止しますが、児童全員を学校待機とし、お迎えを待ちます。

- 自宅で発令された場合は、

午前0時までに解除になった場合・・・「翌日の5校時から授業」

午前0時現在特別警報発令中の場合・・・「臨時休校」

なお、当日中に解除されてもその日は臨時休業となります。

その後、避難指示・避難命令が発令された時は、安全な避難場所へ避難してください。

テレビ・インターネット・緊急メール等の災害避難情報にご注意ください。

3、地震が発生したとき

- 地震がおさまっても、震度が京都市で5弱以上であったときは、

下校後から午前0時までに発生した場合は翌日が、午前0時から登校時までに発生した場合は当日が臨時休校となります。

- 学校にいるときに地震（震度5弱以上）が起こったときは、

全員学校待機とし、必要に応じて二次避難をし、避難場所でお迎えを待ちます。

緊急の連絡は、不通でなければ保護者連絡ツール「すぐーる」で一斉送信します。（未登録の方は早期のご登録をお願いします。）状況によっては、集団下校をする場合があります。その場合も、「すぐーる」等でお知らせします。